

6 3 6 1 - 1 4 1 8
平成 2 3 年 3 月 2 8 日

各関係機関の長
各病害虫防除員 殿

宮崎県病害虫防除・肥料検査センター所長

病害虫防除情報第 6 号

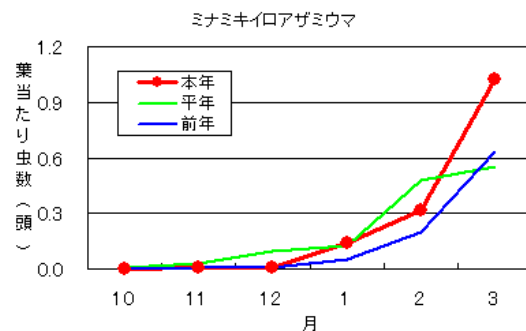
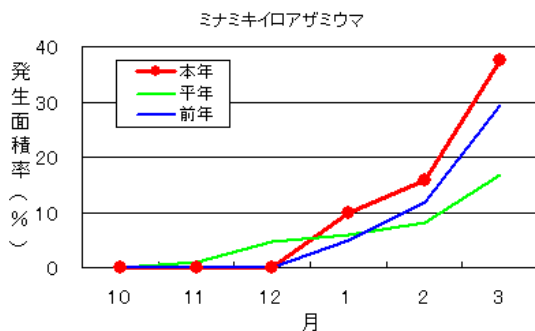
きゅうりの病害虫対策についてとりまとめましたのでお知らせします。
各地域の発生状況を把握しながら適切な防除指導をお願いします。

**きゅうりでミナミキイロアザミウマが多くなっています。
栽培中の病害虫防除、栽培終了時の蒸し込みと残渣処理を
徹底しましょう。**

- 1 作物名 きゅうり
- 2 病害虫名 ミナミキイロアザミウマ

3 発生状況（経過）

- 1) 3月の巡回調査におけるミナミキイロアザミウマの発生状況は、発生面積率が37.5%（平年18.1%）で平年より多、葉当たり虫数が1.0頭（平年0.6頭）で平年よりやや多となっている。
- 2) 今後、気温の上昇に伴い増殖が速くなることや、換気等で施設サイドや谷部を開放することにより野外で増殖したミナミキイロアザミウマが施設内に侵入してくることが予想される。



4 防除上の注意

- 1) ミナミキイロアザミウマ成虫は、キュウリ黄化えそ病(MYSV)の媒介虫であり、発生量が少なくてもウイルスを保毒していればきゅうりへの感染を引き起こす。このため、発生初期の対応が重要であり、こまめに状況を確認し早期防除を実施する。
- 2) 長期どりの作型では、農薬使用基準の使用回数の関係などから使用可能な農薬が少なくなっているため、施設内への粘着板の設置や天敵の導入によるミナミキイロアザミウマの生息数抑制、施設サイドや谷部に0.4mm目合い以下の防虫ネットの設置や施設周囲への光反射資材の設置による侵入防止対策を実施する。

- 3) 施設内外の雑草は、ミナミキイロアザミウマの生息場所となるため、施設内及び施設周囲（少なくともサイドから2 m以上）の除草を行う。
- 4) ウイルス感染株を確認した場合は、速やかに罹病株を抜き取り、ほ場外に持ち出し埋却処分するか、ビニール袋等に入れて完全に枯れるまで密封処理し、野外に残さを放置しないようにする。
- 5) 栽培終了前には、殺虫剤を7日間隔で3回散布し、ミナミキイロアザミウマの生息数低減を図る。使用薬剤については、地区の防除暦等を参考にするか、西臼杵支庁・各農林振興局（農業改良普及センター）等関係機関に問い合わせる。
- 6) ウイルス保毒虫の施設外拡散を防止するために、栽培終了時には施設内外の除草を徹底するとともにきゅうりを完全に抜根してすぐに密閉し、10日以上蒸し込み期間を確保する。蒸し込み期間中は、施設内に粘着板を設置し、成虫の捕殺を行う。
- 7) その他詳細については、病害虫防除・肥料検査センター、総合農業試験場生物環境部、西臼杵支庁・各農林振興局（農業改良普及センター）等関係機関に照会する。また、農薬の散布にあたっては、ラベル表示の確認を十分に行い、農薬使用基準を遵守し、危被害防止に努める。

《連絡先》

宮崎県病害虫防除・肥料検査センター 壹岐

TEL :0985-73-6670 FAX :0985-73-7499

E-mail : byogaichu-hiryo@pref.miyazaki.lg.jp

ホームページ : <http://www.jppn.ne.jp/miyazaki>